

令和6年分の確定申告は、ご自宅からe-Taxで送信！

令和6年分の確定申告は、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告 ～自宅簡単e-Tax～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、**申告会場へ出向かずに**、スマートフォンやパソコンから確定申告書をe-Taxで送信（提出）できます。

STEP 1
国税庁ホームページ

スマートフォンの人は
こちらから→



作成コーナー

検索



STEP 2
申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで、
申告書が作成できます。

さらに、スマホ申告なら…
スマートフォンのカメラで
給与所得の源泉徴収票を
読み取り**自動入力**！



STEP 3
申告書を送信

●マイナンバーカードを使って送信

作成した申告書データはスマートフォン・パソコンに保存でき、いつでも申告書控えが出力可能です。

マイナンバーカードを使った確定申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
- マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード2種類
 - ①利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）
 - ②署名用電子証明書パスワード（英数字6～16桁）
- マイナポータルアプリのダウンロード

確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル

福岡国税局 操作マニュアル

検索



福岡国税局オリジナルの
操作マニュアルを掲載！

動画でチェック

動画で見る確定申告

検索



須恵町特設会場に自己作成コーナーを設置しています！

須恵町役場特設会場では「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを設置しています。

※開設日時は特設相談会場に準じます。

ご自身で確定申告書を作成される人はぜひご活用ください。

※自己作成コーナーの事前予約は必要ありません。

※数に限りがありますので、満席の際はお待ちいただく場合があります。

※申告に必要な書類が不足していると、確定申告書が作成できない場合があります。

※操作方法の質問などはお答えしますが、申告内容の相談・質問にはお答えできませんのでご注意ください。



確定申告自己作成コーナー

☎ 香 椎 税 務 署 661-1031

税務課 賦課係 ☎ 932-1495（ダイヤルイン） ☎ 932-1151（内線131・134・135）

香椎税務署からのお知らせ

令和6年分確定申告について

会 場 香椎税務署（福岡市東区千早6-2-1）

期 間 2月17日（月）～3月17日（月）

※土日祝日は休みとなります。ただし、3月2日（日）に限り、申告会場を開設します。

※申告・納期限とは異なりますので、ご注意ください。

受付時間 9時～16時まで



▶ 確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの人は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行なっていただきます。

- マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行う場合には、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードの暗証番号（署名用：英数字6～16桁、利用者証明用：数字4桁）が必要となります。
- 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくと手続きがスムーズになります。

▶ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

- 入場整理券の配布状況に応じて、早めに受け付けを終了し、後日来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加することで、LINEを通じたオンライン事前発行が可能です。
- 入場整理券の配布状況によっては、16時より前に受け付けを終了する場合があります。
- 税務署の駐車場は利用できませんので、公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用ください。



国税庁LINE 公式アカウント

相談はチャットボットや電話でもできます

チャットボット
での相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば



電話での相談

国税の制度や
法令の解釈・
適用など

国税相談専用ダイヤル（全国一律通話料金）
☎ 0570-00-5901
8時30分～17時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

e-Taxの使い方
（操作方法など）

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
9時～17時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

申告書の作成に
当たってのご不明点
など

【香椎税務署】
☎ 092-661-1031

自動音声によりご案内しますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

作成済みの確定申告書などについて

香椎税務署では、既に作成済みの確定申告書などについて、申告会場での内容確認（計算のチェック）は行いませんので、郵送または窓口（香椎税務署本館1階）にてご提出をお願いします。